

未来を考える力を **気仙沼復興レポート④③**

災害援護資金の返済

被災者を救済する災害援護資金貸付制度が、気仙沼市の今後の課題となっている。被災世帯に最大 350 万円を貸し付ける制度で、市内でも 800 件以上の利用がある。その貸付総額は約 19 億円で、まだ増えていく見込み。生活再建に役立っている一方で、復興がなかなか進まない中で返済が本格化していくため、家計への影響が心配されている。阪神・淡路大震災は 20 年が過ぎても回収が終わりず、自治体の大きな負担となっており、同じ問題が繰り返される恐れがある。

■ 最大350万円を貸し付け

災害援護資金貸付制度は、津波や地震などで世帯主が負傷したり、住居や家財の損害を受けた世帯に対し、生活立て直しのための資金を市町村が貸し付けることができる。世帯の総所得に制限があり、例えば 4 人家族だと「年 730 万円未満」であることが貸し付けの条件だが、住居を滅失した場合は家族の人数に関わらずに「年 1270 万円未満」に緩和される。賃貸住宅でも継続して居住できない状況だと貸付対象になる。

貸付限度額は世帯主に負傷がない場合は、住居の半壊で 170 万円、流失で 350 万円＝下表参照＝。全壊で解体した場合は流失と同様に 350 万円となる。貸付利率は連帯保証人がいれば無利子、いなければ年 1.5% に設定。償還期間は据置期間を含めて 13 年で、そのうち 6 年間は返済を猶予できる措置があり、自己所有の住居が全壊したり、世帯主が死

亡したりするなど特別な事情があれば 8 年の据置期間となる。繰り上げ償還も認められている。

■ 特例で保証人免除、無利子

東日本大震災では特例措置がとられている。償還期間と据置期間は通常より 3 年間延長してあるほか、利率は通常の 3% の半分に抑えられている。必要とされていた連帯保証人も絶対条件ではなくなった。借受人の死亡、重度障害でなければ認められなかった返済の免除は、「支払期日到来から 10 年経過後において、なお無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払う見込みがない場合」も該当させることにした。貸付申し込みの際、資金の用途を申告する必要もなくなるなど、過去の災害の教訓が反映された。

自家用車がないと買い物や日常生活に不便な地方の実態を踏まえ、自家用車も家財の損害に加えたり、所得制限の対象となる年を震災が発生した 2011 年にすることを認めるなど、追加の改正もあった。

■ 貸付総額は 19 億円

気仙沼市では 6 月 30 日現在、813 件・18 億 9480 万円(平均 233 万円)を貸し付けている。貸付時期は 2011～2013 年度の 3 年間で 618 件と 76% を占めており、

| 災害援護資金の貸付限度額 | | |
|------------------|---------|---------|
| 被害の種類・程度 | 世帯主の負傷無 | 世帯主の負傷有 |
| 家財・住居に損害なし | — | 150 万円 |
| 家財の 3 分の 1 以上の損害 | 150 万円 | 250 万円 |
| 住居の半壊・大規模半壊 | 170 万円 | 270 万円 |
| 住居の全壊 | 250 万円 | 350 万円 |
| 住居の全体が滅失・流失等 | 350 万円 | |

その後は年間 50～60 件ほどで推移している=別表参照=。主な用途は住宅の購入や補修、家財や車の購入、生活費だった。

| 貸付金額 | | 貸付金額は 100 万円以下が 129 件、101 万 ～ 200 万円は 260 件、201 万 ～ 350 万円が 424 件。このうち約 200 件が最大の 350 万円を借りている。被災状況で見ると、家財の 損害が 151 件、住居の半壊が 100 件、全壊 154 件、 滅失 406 件で、世帯主の負傷のみは 2 件だった。 |
|--------------|-------|--|
| 20 万～100 万円 | 129 件 | |
| 101 万～200 万円 | 260 件 | |
| 201 万～350 万円 | 424 件 | |

現在の貸付申請期間は 2018 年 3 月末だが、市としては土地区画整理などで住宅再建が遅れており、国に延長を求めていく方針だ。県内では仙台市が 1 万 5137 件・233 億円（2016 年 3 月時点）、石巻市は 3027 件・63 億円（2017 年 3 月時点）となっていて、その回収が大きな課題となっている。

| 気仙沼市の年度別の貸付状況 2017 年 6 月末現在 | | |
|-----------------------------|-------|--------------|
| 2011 年度 | 261 件 | 6 億 2370 万円 |
| 2012 年度 | 213 件 | 4 億 7500 万円 |
| 2013 年度 | 144 件 | 3 億 4095 万円 |
| 2014 年度 | 50 件 | 1 億 7750 万円 |
| 2015 年度 | 68 件 | 1 億 6515 万円 |
| 2016 年度 | 62 件 | 1 億 5105 万円 |
| 2017 年度 | 15 件 | 3070 万円 |
| 合計 | 813 件 | 18 億 9480 万円 |

■ 心配される返済の負担

借りた資金の返済（償還）は半壊で 6 年、全壊で 8 年の据置期間が認められているが、2011～2013 年度で 35 件（9215 万円）がすでに完済した。部分償還も 29 件（2592 万円）となっている。

震災から 6 年が過ぎ、早いケースだと来年 1 月に最初の返済期限を迎えることになる。完済を除いた 778 件の返済が始まる時期は 2019、2020 年度がピーク=右表参照=。13 年間の償還期間には据置期間も含まれるため、8 年間の返済猶予を活用すると、残りの 5 年間で返済することになる。350 万円を無利子で借りた場合、年間 70 万円を用意しなけ

ればならないのだ。

返済は 1 年分をまとめて支払うか、半年で分けるか選択できる。返済が始まる 3 カ月前に市から案内が送付されるが、混乱した震災当初に借り入れた被災者たちが、6～8 年後の突然の通知に備えているかが心配だ。そもそもは収入の少ない世帯を対象にした貸付制度であり、再建した住宅ローンの返済、災害公営住宅の家賃と重なることにより、滞納となる可能性もある。滞納した場合の延滞利息は年 10.75%で設定される。

| 償還開始の件数 | |
|---------|-------|
| 2017 年度 | 63 件 |
| 2018 年度 | 51 件 |
| 2019 年度 | 188 件 |
| 2020 年度 | 202 件 |
| 2021 年度 | 115 件 |
| 2022 年度 | 57 件 |
| 2023 年度 | 39 件 |
| 2024 年度 | 45 件 |
| 2025 年度 | 18 件 |

■ 回収する行政の負担も

行政側の負担も心配だ。担当する気仙沼市社会福祉課には専従スタッフを 2 人配置しているが、返済が始まることによって事務量は一気に増えていく。返済開始 3 カ月前の案内、納付書の送付だけでなく、場合によっては督促状を送ったり、返済の相談に応じたりしなければならない。それが少なくとも今後 13 年は続くのである。

災害援護資金貸付制度の原資は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 を負担して気仙沼市に貸している。被災者から回収した返済金は、そのまま国県に返すことになるため、滞納があれば、国県への償還計画の変更を協議するという手間もある。

東日本大震災では保証人は義務化されなかったが、保証人があると無利子になるため、気仙沼市では 19%の 156 件は保証人ありとなっている。債務者に返済能力がなければ、保証人に返済を求めることになる。なお、保証人なしで 350 万円を借りる場合の利率は年 1.5%で、13 年（8 年据置）で年賦償還すると、利子は 15 万 7500 円。国県からの原資は無利子のため、利子として得られる見込み総額約 6200 万円は事務手続きを行う市の収入となる。

仙台市では行政の負担を減らすため、災害援護資金の債権管理業務（委託上限額 1 億 1 千万円）を公

募型プロポーザルによって民間に委託した。多額の未収金発生が予想される中、東北市長会、宮城県市長会、気仙沼市などでは、返済が困難の世帯の少額返済、債権免除要件の緩和、国における債権回収機構の設置を復興庁などへ要望している。

■ 20年過ぎても回収終わらず

1995年の阪神・淡路大震災では、計300万円が支給される生活再建支援金制度が未整備だったこともあり、兵庫県内で5万6400件・1309億円の災害援護資金を貸し付けた。しかし、返済期限を過ぎても25%の世帯は完済できず、返済期限を5年延長した。その後、再延長、再々延長が3年ずつ行われた。今年4月にも4度目の延長が決まった。

神戸市では3万1672件・776億円もの利用があった。死亡などによって2077件・52億円（貸付総額）の債権が免除されたが、震災から20年後の2015年時点の未収金は6101件・97億円となっていた。未収金の内訳は、破産や行方不明などによる回収不可能が717件・14億円、回収困難が485件・8億円、生活保護による猶予中が444件・9億円、少額償還が4455人・66億円。高齢化が進んで低所得者が増えたことで回収は年々困難になっている。

少額返済は毎月1000円の返済を続けてもらう措置だが、回収に当たる自治体の負担が大きく、人件費が回収額に見合わない状態となっていた。毎月1000円の返済だと、完済まで平均でも55年かかるため、国は償還期限から10年が過ぎた場合は自治体判断で少額返還者も債権免除対象にできることにした。この通知を受け、神戸市は1300件・21

気仙沼復興レポートは気仙沼市議・今川悟ホームページで公開中。 <http://imakawa.net>

①少子化と人口減少②防潮堤問題③復興予算の限界④鉄道復旧とBRT⑤高校再編⑥災害公営住宅⑦仮設住宅⑧財政シミュレーション⑨災害危険区域⑩震災遺構⑪人手不足⑫防災公園⑬震災検証（津波編）⑭三陸道⑮新市立病院⑯造船団地⑰復興事業の地元負担⑱仮設住宅の集約化計画⑲土地区画整理とかさ上げ⑳集会施設の市有化と課題㉑災害公営住宅の管理と家賃㉒試行錯誤の防災集団移転㉓震災5年目の防潮堤㉔住宅再建へ支援と選択㉕要望で振り返る5年㉖神山川堤防と桜並木㉗データで見る水産業再生㉘地盤隆起㉙小・中学校再編㉚避難道㉛仮設住宅の特定延長㉜商業再生と仮施設設㉝地方創生㉞土地区画整理の遅延㉟市営住宅基金と市財政㊱震災遺構の役割㊲防潮堤に学ぶ合意形成㊳復興基金㊴駅前施設棟㊵復興祈念公園㊶雑損控除と被災者特例㊷最悪の津波想定

億円分の債権免除を決めた。神戸市長は記者会見で「震災で残された大きな問題。できるだけ早く免除決定を行い、災害援護資金貸付金の問題に終止符を打ちたい」と語った。

債権免除の半面、能力があるのに返済しないケースでは、神戸市や西宮市のように債務者を提訴し、民事上の時効延長を求めたり、財産の強制執行による債権回収などに踏み切った。返済している人との公平感の確保とともに、市から国への返済が滞ると、市に返済義務が生じてしまうからだ。神戸市では現在も約1900件・33億円の債務が残っており、新たに連帯保証人の債務を放棄する手続きを進めている。

神戸では、借入金が原因の自己破産や自殺も問題となったという。当時は災害援護資金の借り入れに

は連帯保証人が必要で、返済義務を負った保証人も少なくなかった。阪神・淡路大震災の債権免除は償還期限から10年が経過してからの特例措置と1になっており、東日本大震災の被災地でも同等の期間は債権回収に努めることになりそうだ。

| 貸付から20年後の神戸市の償還状況 | | | | (単位：百万円) |
|-------------------|---------|--------|-------|----------------|
| 項目 | 人数 | 貸付額 | 残債務 | 備考 |
| 償還済 | 23,494人 | 57,847 | — | |
| 償還免除 | 2,077人 | 5,189 | — | 借受人死亡・重度障害 |
| 未償還 | 6,101人 | 14,656 | 9,693 | |
| 内訳 | 回収不可能 | 717人 | 1,384 | 保証人ともに破産・行方不明等 |
| | 回収困難 | 485人 | 808 | 借受人が破産・行方不明 |
| | 猶予中 | 444人 | 925 | 生活保護（うち保証人62人） |
| | 少額償還 | 4,455人 | 6,576 | 少額償還中の保証人715人 |
| 合計 | 31,672人 | 77,692 | 9,693 | |